

## 令和7年度 波佐見町窯業人材確保対策補助金

本町の基幹産業である窯業の関連事業所において、町外からの転入者を新たに雇用し、住宅手当等を支給する事業所等に対して、その住宅手当等の一部を補助します。

### 補助対象経費

- ・対象事業者が負担する対象従業員への住宅手当
  - ・対象事業者が負担する対象従業員が居住する賃貸住宅の家賃
- ※対象事業者が所有する社宅や寮は対象外

### 補助金額

$$\text{補助対象経費の月額} \times 1/2 \times \text{今年度対象月数}$$

〔・上限2万円/月  
・千円未満切捨  
・1名につき最大2年間〕

※家賃が日割りになる場合、その月は交付対象期間から除きます。

### 補助対象期間

令和7年1月1日 ~ 令和7年12月31日

### 対象事業者

町内の窯業関連事業所で、対象従業員を常用雇用する事業者 又は自ら窯業関連事業所を創業した者

#### 【対象事業者条件】

- ① 窯業関連事業（窯元、生地、石膏型、絵付、転写、釉薬、陶磁器商社）を営む者
- ② 町内に事業所を有している者
- ③ 町税の滞納がない者
- ④ 暴力団員でないもの又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者
- ⑤ 対象従業員に住宅手当を支給している者又は対象従業員の家賃を負担している者

### 対象従業員

町内の窯業関連事業所において勤務する下記対象従業員の条件を全て満たす者

#### 【対象従業員条件】

- ① 次のいずれかに該当すること。  
ア 転入後6月以内で、令和6年3月1日以降に事業所に常用雇用された者又は自ら創業した者  
イ 事業所で常用雇用又は創業後6月以内で令和6年3月1日以降に本町へ転入した者
- ② 雇用された日において50歳未満であること。
- ③ 転入を機に新たに次のような民間賃貸住宅に居住していること。ただし、世帯員の3親等内の親族が所有及び経営する賃貸住宅は除く。
  - ・対象従業員本人名義の賃貸借契約住宅
  - ・対象従業員の同一世帯員名義の賃貸借契約住宅
  - ・対象従業員を雇用する事業者名義の賃貸借契約住宅
- ④ 当該賃貸住宅を自己の居住用以外の目的に使用し、若しくは転貸し、又は使用权を譲渡していない者であること。
- ⑤ 世帯全員が町税等を滞納していないこと。
- ⑥ 生活保護法による保護を受けていない世帯に属する者であること。
- ⑦ 波佐見町暴力団排除条例（平成24年条例第19号）第2条に規定する暴力団員等でないこと。
- ⑧ 他の公的制度による家賃補助等を受けていないもの

※裏面に続きます。

～常用雇用とは～

常用雇用とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいいます。

ア 雇用期間の定めのない者

イ 給与等の収入金額が130万円以上である者

ウ 雇用保険法第7条の規定に基づく雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、法第9条第1項の確認を受けた者。

ただし、法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者、法第38条第1号に規定する短期雇用特例被保険者及び法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。

<b>補助金 交付申請</b>	申請書類などの詳細は波佐見町ホームページをご覧ください。		
申請者 (手続き実施者)	対象事業者		
受付期間	【初回申請】 対象従業員が、転入した日、窯業関連事業所で常用雇用された日 又は賃貸住宅に係る賃貸借契約を締結した日のいずれか遅い日 から起算して3か月を経過する日まで  【2回目以降の申請】 申請年度の9月末日まで		
提出書類	①補助金交付申請書 ②住宅手当支給計画書 ※賃貸住宅の契約者が事業者か従業員で様式が異なります。 ③雇用保険加入を証する書類の写し（初回のみ） ④賃貸借契約書の写し（初回のみ）		
提出方法	メール、郵送又は窓口持参		
提出先	〒859-3791 波佐見町宿郷660 波佐見町役場 商工観光課（2階）		

### 補助金交付までの流れ

① 交付申請書の提出	交付申請書類を作成し、町へ提出してください。
② 交付決定	町で交付申請書を審査後、交付決定通知書を送付します。
③ 変更手続き	従業員の新規雇用や退職などがあった場合に手続きが必要です。
④ 実績報告書の提出	実績報告書を作成し、町へ提出してください。（1月以降）
⑤ 補助金の支払	町で実績報告書を審査し、補助金額の確定後、補助金を支払います。

問い合わせ先  
(申請窓口)

波佐見町役場  
商工観光課

電話：0956-85-2162(直通)

FAX：0956-85-5581

メール：shoukou@tawn.hasami.lg.jp